

議案第48号

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月2日提出

関市長 山下 清 司

提案理由

児童手当法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年関市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表第２の２０の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、令和６年１０月１日から施行する。